

週休2日工事の実施について Q&A

※営繕工事の場合

Q 1 営繕工事はすべて対象となるのか。

A 1 井原市が発注する営繕工事の中から選定します。なお、対象工事の場合は、設計書（鏡）に、対象工事であることを明記します。

Q 2 通期の週休2日工事の対象工事で、週休2日を達成できなかった場合にペナルティーはあるのか。

A 2 通期の週休2日工事を達成しなかった場合は、労務費の補正係数を1.00に変更して請負代金額の減額変更を行います。なお、工事成績評定での減点等のペナルティーはありません。

Q 3 対象期間とは何か。

A 3 工事着手日（現場に継続的に常駐した最初の日を言い、準備期間を除く。）から工事完成日までの期間とします。なお、準備期間とは、工事開始日以降の実際の工事のための準備工事（現場事務所等の設置又は測量をいう。）の期間のことです。なお、年末年始6日間、夏季休暇3日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間のほか、発注者があらかじめ対象外としている内容に該当する期間、受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間等は含みません。

Q 4 工事完成日とは何か。

A 4 工事完成日は工事目的物の施工に係る作業（工事完成検査まで設置が必要な安全施設類等の撤去や後片付けを除く。）が完了した日とします。なお、工事着手日及び工事完成日は「休日等取得計画表」に計画と実績を明示するものとします。

Q5 必ず土・日曜日に休まないといけないのか。

A5 営繕工事では、執務並行改修（居ながら施工による改修）等により休日に作業せざるを得ないなど工事制約も多いことから、週休2日工事では曜日を限定することなく、現場閉所（現場休息）の日数の割合が28.5%（8日／28日）以上の水準に達する状態の4週8休以上を週休2日としています。

Q6 天災（豪雨、出水、土石流、地震等）に対する突発的な対応期間や、工事事故等により現場が止まった場合の不稼働期間は対象期間に含まれるのか。

A6 受注者の責によらない事由により工事を実施できないと認められる場合は、原則として、受発注者間の協議により、対象期間から除外する期間を決定します。

Q7 夏季休暇及び年末年始休暇はどのように定めるのか。

A7 夏季休暇及び年末年始休暇は受注者が定めるものとし、「休日等取得計画表」に計画と実績を明示してください。

Q8 休日の確認はどのように行うのか。

A8 「休日等取得計画表」に前月の休日の取得実績を記入し、毎月初めに発注者に提出してもらうとともに、取得実績が確認できる書類（工事日誌、出勤簿等当該現場を完全閉所したことを確認できるものに限る。）を併せて提示してもらい休日の確認を行います。
必要に応じて、当該施設管理者等への現場閉所状況の問い合わせや、現地確認を行います。

Q9 発注者側の都合で休日に工事を実施した場合は、週休2日工事として認められないことになるのか。

A9 受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間などは、対象期間に含めないこととしています。

Q10 週休2日工事の実施に伴う工期の延長は認めてくれるのか。

A10 週休2日工事の設定工期は、雨天、土・日曜日、祝日、夏季休暇及び年末年始休暇等を見込んでおり週休2日工事の実施に伴う工期の延長は原則認められません。なお、天候の不良など受注者の責によらない事由により工期内に工事を完成することができない場合は、井原市工事請負契約約款の規定により、発注者に工期の延長変更を請求することができます。

Q11 週休2日工事の積算方法はどうかっているのか。

A11 通期の4週8休以上を前提に、労務費（予定価格のもととなる工事費の積算に用いる複合単価、市場単価及び物価資料の掲載価格（材工単価）の労務費）に補正係数を乗じて補正し工事費を積算して予定価格を作成することとしています。詳細については、別添「週休2日の積算方法について」を参照してください。

Q12 見積単価は補正係数による補正の対象にならないのか。

A12 週休2日工事において、見積単価は補正係数を用いた補正の対象外としています。

Q13 設計変更とは具体的には何か。

A13 月単位の4週8休以上を達成した場合は、労務費に乘じる補正係数を1.02から1.04に、通期の4週8休を達成することができなかった場合は、補正係数を1.02から1.00に変更し、契約書第26条の規定に基づき請負代金額のうち労務費補正分を変更します。

Q14 土木工事では、週休2日工事の場合、共通仮設費、現場管理費及び機械経費（賃料）についても補正を行うこととしているが、これらの経費について営繕工事では補正を行わないのはなぜか。

A14 営繕工事の場合、共通仮設費及び現場管理費については、共通費積算基準に基づき工期に応じて算出することになっていることから、これらの経費については週休2日（現場閉所（現場休息））を前提とした工期で設定するため補正は必要ありません。営繕工事における機械経費（賃料）のうち、タワークレーンの賃料については工事ごとの施工条件に即した存置日数による見積りによって計上しており、また、移動可能なホイールクレーンの賃料についてはスポットでの稼働日分を計上しているため、いずれも週休2日（現場閉所（現場休息））を前提とした補正は必要ありません。

Q15 週休2日（現場閉所（現場休息））を実施する場合、中小規模の工事においては現場管理費と一般管理費の更なる引上げが必要ではないか。

A15 現場管理費及び一般管理費等については、工事規模が小さいほど率が大きくなる算定式を用いて費用を算出しています。
また、営繕工事において、現場管理費については工期に応じて算出しており、週休2日（現場閉所（現場休息））を確保するために設定された工期に応じた費用を計上しています。

Q16 週休2日工事の労務費補正の減額する場合（契約変更時）、請負比率を乗じるのか。

A16 労務費補正による請負代金額の変更は、当初請負比率を乗じることになります。

Q17 工事成績評定で評価するのか。

A17 対象期間において週休2日を達成できた場合、工事成績評定において監督員等の評価項目である「工程管理」で評価します。

Q18 履行証明書はどんな場合に発行するのか。

A18 週休2日を達成した上で竣工検査に合格した場合に、受注者の請求により発行します。

Q19 週休2日の対象外工事で、契約後に週休2日工事を希望することは可能か。

A19 週休2日の対象外工事については、どの週休2日を達成しても、労務費等の補正や工事成績評定での評価等はいりません。

Q20 現場完成後に、休日の取得実績を記入した「休日等取得計画表」を作成・提出した結果、月単位で週休2日以上現場を完全閉鎖することができた場合は、月単位の週休2日の達成となるのか。

A20 月単位の週休2日の達成になりません。月単位の週休2日を達成するためには、契約後の監督員との協議により、あらかじめ月単位の週休2日に取り組むことを示しておく必要があります。

Q21 契約後の監督員との「週休2日の実施協議」は、どのように行うのか。

A21 実施する週休2日工事の内容について、契約後速やかに、工事打合簿により監督員に報告してください。

(記載例：週休2日工事を実施する場合)

・本件工事について、「〇〇〇の週休2日工事」を実施します。

※ 「月単位の週休2日」又は「通期の週休2日」以外を選択した場合は、減額変更の対象になります。